



サンゴの村宣言

Onna Village in Okinawa

恩納村内宿泊事業者様向け

恩納村宿泊税の制度及び 手続きに係る説明会

令和8年3月

恩納村 商工観光課/税務課



本日の進行

13:30～15:00

第1部 : 宿泊税制度および手続きのご説明（約30分）

恩納村

第2部 : 宿泊税対応に係るシステム改修補助金事業（約15分）

沖縄県

第3部 : 質疑応答（約40分）

恩納村

沖縄県

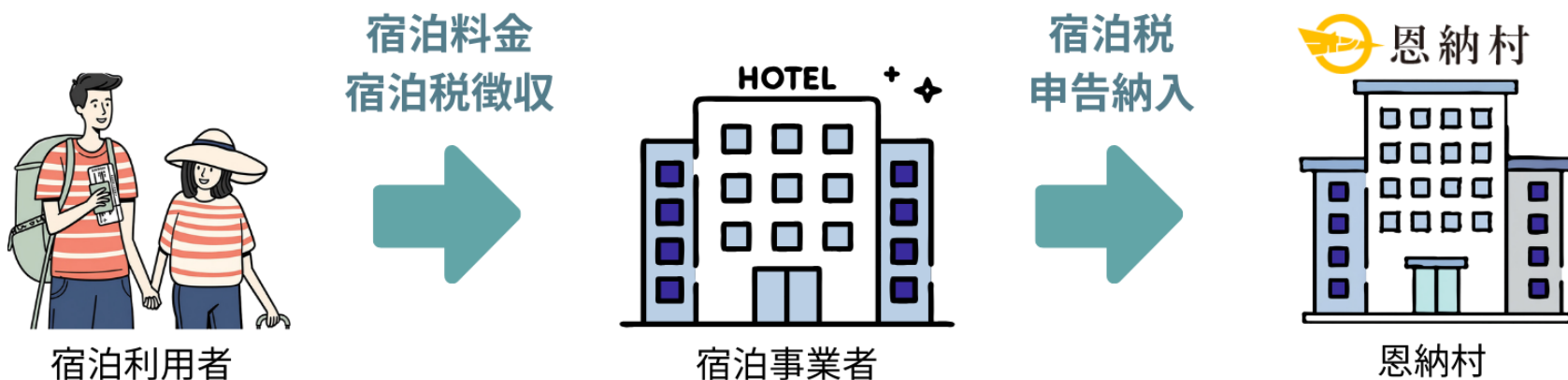
本日の目的

- ✓ 宿泊税制度のポイントをおさえていただくこと
- ✓ 宿泊施設様における特別徴収事務手続きの流れをご理解いただくこと
- ✓ 来年の宿泊税徴収開始に向けて、制度への疑問を解消しながら、スムーズに準備を進めていただけるようになること

恩納村の宿泊税は、恩納村内の宿泊施設(民泊施設含む)に宿泊する際、宿泊者に対して課税される税金であり、令和9年2月より徴収開始となります。

宿泊税とは

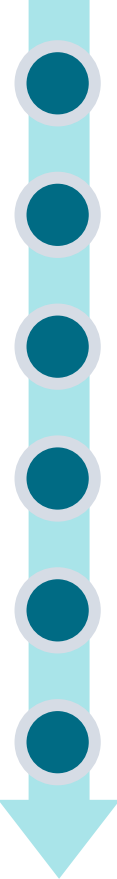
- 自治体が条例制定により独自に課税し、用途が定められた「法定外目的税」です。
- 宿泊施設が宿泊者から税を徴収し、恩納村へ申告納入いただきます。
- 税収は前提として恩納村内の観光振興事業に充当されることとなります。



宿泊税検討の経緯タイムライン

2007年の恩納村第2次観光振興計画で構想を明記して以降、関係者との協議や観光審議会の開催を経て、丁寧に導入検討を行ってきました。

検討タイムライン

- 
- 2007**
平成19年 恩納村第2次観光振興計画に環境目的税の創設について記載
 - 2018** 観光財源勉強会を開催し、観光事業者・関係団体等と協議
 - 2023** 観光審議会を立ち上げ、税制度の設計・使途等を検討
 - 2025/9** 恩納村議会において、宿泊税条例の可決
 - 2026/2** 恩納村含む5市町村と沖縄県の税導入に総務省が合意
 - 2027/2**
令和9年2月 宿泊税の徴収開始（沖縄県・5市町村同時開始）

宿泊税の制度概要(抜粋)

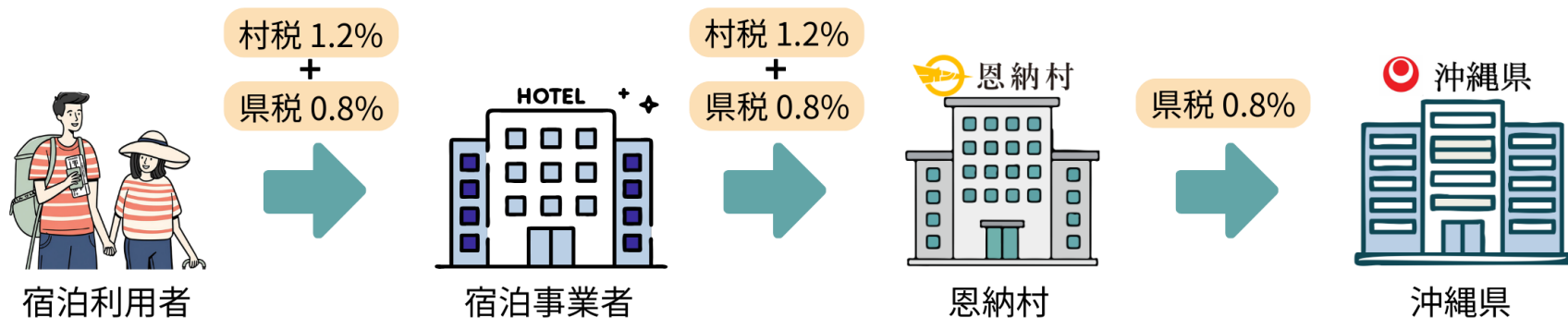
課税客体 (税金の対象)	恩納村内のホテル・旅館・簡易宿所及び民泊施設における宿泊行為
納税義務者 (税金の負担者)	宿泊者
宿泊税率 (市町村税と県税の合計)	1人1泊あたりの宿泊料金の2.0% ※ただし上限額は2,000円 (内訳: 市町村税 1.2% + 県税 0.8%)
課税免除 (課税が免除される者)	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・学校の教育活動に伴う宿泊(修学旅行、部活動等) ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊(地域クラブ等) ・外国大使などの任務遂行に伴う宿泊
施行日 (制度が始まる日)	令和9年(2027年)2月1日

宿泊税における市町村税と県税の流れ

宿泊税率(2%)は沖縄県内全施設で共通です。ただし、恩納村では村が課税主体となるため、税金の納め先や事務手続きが他市町村と異なります。

恩納村内施設

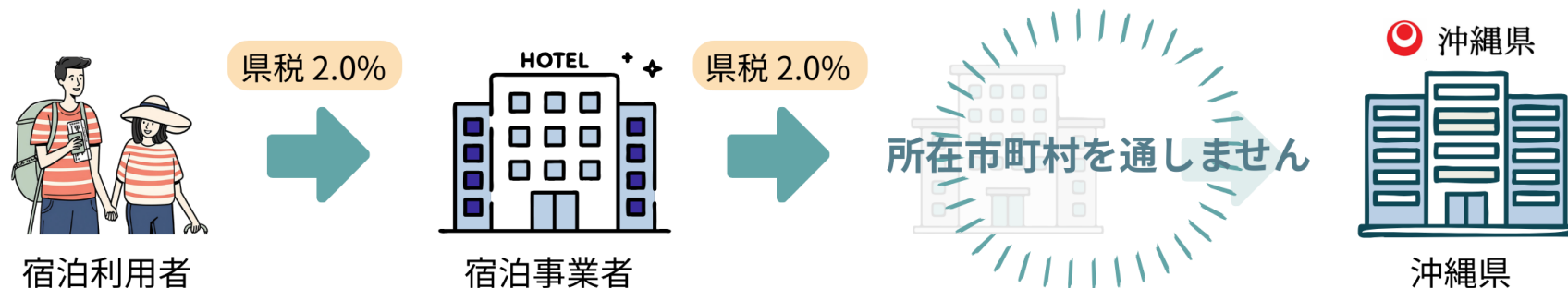
市町村税と県税をあわせて徴収し、恩納村に一括申告納入いただく。



※同じく自治体独自で条例制定を行った北谷町、本部町、石垣市、宮古島市も上記フローとなります。

他市町村施設

県税を徴収し、所在市町村ではなく、沖縄県に申告納入いただく。



宿泊税導入の目的

恩納村の顕在化した観光課題の解決と持続可能な観光地経営の実現に向け、安定的な財源としての宿泊税導入が不可欠な状況となっております。

恩納村観光の現状・課題

環境・経済・暮らしの視点で恩納村の観光課題が顕在化しています。

- 海洋資源を始めとする豊かな自然環境負荷への対応
- 2次交通不足・人材等による観光受入基盤の整備遅れ
- 観光客増加に伴う集落環境・村民の暮らしへの影響拡大

目指すべき観光地経営

観光の「量から質」への転換を実現し、持続可能な観光を目指します。

- 環境保全と観光が融合する持続可能なリゾートの実現
- 地域経済への観光貢献の拡大と成果の可視化
- 観光客・村民双方にとって質の高い滞在・生活環境の整備

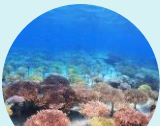




宿泊税の重要性

観光地の質を守り高めるための安定財源を確保し、大切に活用します。

- 観光立村 恩納村の価値を将来につなぐ安定財源
- 観光の受益に応じた公平な負担の仕組み
- 地域(事業者・住民)に還元される独立財源の確立

宿泊税の使途方針(案)

自然環境・受入インフラ・魅力開発・地域社会・推進組織という5つの柱を定め、地域関係者と共に貴重な財源を透明性高く、効果的に活用していきます。

使途の柱		テーマ・説明	
1	美しい海と自然を守り、育てる	 自然環境	恩納村の宝である豊かな自然を次世代に引き継ぎ、観光資源として活かします。
2	観光客の便利・快適な滞在環境を整える	 受入インフラ	観光客がストレスなく村内を楽しめる設備とサービスを充実させます。
3	恩納村ならではの観光体験を磨く	 魅力開発	恩納村の観光ブランドを再定義し、観光資源を活かした体験コンテンツをつくります。
4	観光と暮らしが調和する環境を育む	 地域社会	地域に温かく迎えられ、観光客・村民の双方が気持ちよく過ごせる環境を整備します。
5	観光を支える組織・仕組みをつくる	 推進組織	恩納村の観光推進の中核を担う組織・体制・仕組みを構築します。

※その他、特別徴収事務交付金や緊急時に備えた基金も使途に充てられます

宿泊税の使途取り組み案(イメージ)

1 美しい海と自然を守り、育てる

(取り組み案一例)



サンゴ礁の保全・再生活動の推進



ビーチ・海岸線・自然景観の環境保全

2 観光客の便利・快適な滞在環境を整える

(取り組み案一例)



循環バスやオンデマンド交通等の整備



観光人材採用や育成プログラム支援

3 恩納村ならではの観光体験を磨く

(取り組み案一例)



伝統文化や歴史にふれる体験プログラムの充実
村産特産品メニュー開発、地産地消の支援

4 観光と暮らしが調和する環境を育む

(取り組み案一例)



宿泊・観光マナーに関するトラブルの予防・解消
村民の観光理解促進、子どもたちへの観光教育

5 観光を支える組織・仕組みをつくる

(取り組み案一例)



観光推進組織（観光協会等）の組織・体制強化
リゾートの安全を守る危機管理体制の確立

関係者との協議や議会での審議を経て事業・予算を決定し、適正に管理するとともに、その成果を広く公表することで透明性を確保します。

使途の検討 決定

広く意見を聴き、議会審議を通じて、適正に使途・予算を決定します。

- ・広く村内関係者の意見を収集し、使途事業の企画・検討
- ・第4次観光振興計画との整合を図りながら、検討委員会で事業案を協議
- ・議会での審議・議決を経て、事業および予算を確定

事業実施 効果検証

機動的かつ柔軟に事業を実施し、データに基づく検証と改善を行います。

- ・決定した方針に基づき、機動的かつ柔軟に観光振興事業を実施
- ・各種データを活用し、事業効果を定量的に検証
- ・検証結果を踏まえ、改善を重ね、次年度の事業計画・予算に反映

成果の公表

事業内容・成果を広く開示し、高い透明性のもとで運用していきます。

- ・宿泊税の収入・使途予定および実績を取りまとめ整理
- ・村ホームページ・広報誌など多様な媒体を通じて広く情報を開示
- ・情報公開を通じて村民・事業者との信頼関係を継続的に構築

宿泊税特別徴収事務の流れ

宿泊税徴収開始に向けて、宿泊税の手続きを順番にご説明いたします。

1

施設の
登録・申請

初回登録時/変更時

恩納村税務課に
登録申請書を提出

2

宿泊税の
徴収

宿泊の都度

宿泊者から
宿泊税を徴収

3

宿泊税の
申告・納入

原則毎月

宿泊税の実績報告
および税の納入

4

帳簿・書類の
保存

一定期間

宿泊の帳簿・書類を
5年間保存

STEP 1. 施設の登録・申請 <用語の定義>

宿泊税は宿泊者から宿泊施設で徴収され、恩納村に申告納入される制度を「特別徴収制度」、そして宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。



↓
「宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方」が
特別徴収義務者になることもあります。

(例) 宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合
委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合

STEP 1. 施設の登録・申請 <申請手続き>

宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録申請手続きをお願いいたします。
書面での申請に加え、オンラインフォームでも申請可能です。

申請時の必要書類

初回申請のみですが、届出内容の変更などの場合には再度提出が必要です。

①	宿泊税特別徴収義務者申請書(書面またはオンライン)	書面は4月中に郵送 オンラインはURL参照
②	<法人の場合> 現在登記事項証明書	
	<個人の場合> 本人確認書類の写し(マイナンバーカード等)	
③	<旅館業の場合> 旅館営業許可証の写し	
	<住宅宿泊事業の場合> 届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し	

実質的な経営者が営業許可者等と異なる場合



④	実質的経営者である旨の申立書
⑤	経営委託契約書等の写し

提出期日

令和8年4月受付開始。**令和9年1月27日まで**に登録手続きをお願いします。
令和9年2月以降に新規で経営開始の場合は**経営開始5日前まで**となります。

STEP 1. 施設の登録・申請 <申請書面イメージ>

宿泊税特別徴収義務者申請書

令和〇年 〇月 〇日

恩納村長 様

申請者（特別徴収義務者） 恩納村ホテルズ株式会社
 住所（所在地） 恩納村字恩納 2451 番地
 氏名（名称） 代表取締役 恩納 太郎
 個人番号（法人番号） ○○○○○○○○○○○○○○
 電話番号 098-966-1206

恩納村宿泊税条例第10条第1項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者として次のとおり申請します。

宿泊施設	所在地	〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地	
	ふりがな 名称	おんなそんほてる 恩納村ホテル	
	電話番号	098 (966) 1206	
	概要	客室数 ○ 室	収容人員 ○ 名
	経営開始(予定)日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
営業許可等	住所(所在地)	〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地	
	ふりがな 氏名(名称)	おんなそんほてらす 恩納村ホテルズ株式会社 代表取締役 恩納 太郎	
	電話番号	098 (966) 1206	
	種別	ホテル 旅館・簡易宿所・民泊	
	許可(届出)番号	○○○	
施設所有者	住所(所在地)	〒904-0411 恩納村字恩納 1-2-3	
	ふりがな 氏名(名称)	おんな じろう 恩納 次郎	
	電話番号	○○○ (○○○) ○○○○	
書類送付先	住所(所在地)	〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地	
	ふりがな 氏名(名称)	おんなそん 恩納村ホテルズ株式会社 総務課 担当(恩納)	
	電話番号	○○○ (○○○) ○○○○	

実質的経営者である旨の申立書

令和〇年 〇月 〇日

恩納村長 様

申立者
 住所（所在地） 恩納村字恩納 5973
 氏名（名称） 恩納村ふれあいセンター管理株式会社
 代表取締役 南恩納 花子
 個人番号（法人番号） ○○○○○○○○○○○○○○
 電話番号 098-966-1280

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。

宿泊施設	所在地	〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地	
	ふりがな 名称	おんなそんほてる 恩納村ホテル	
	電話番号	098 (966) 1206	
	実質的経営者による 経営開始(予定)日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
	住所(所在地)	〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地	
営業許可等	ふりがな 氏名(名称)	おんなそんほてらす 恩納村ホテルズ株式会社 代表取締役 恩納 太郎	
	電話番号	098 (966) 1206	
	種別	ホテル 旅館・簡易宿所・民泊	
	許可(届出)番号	○○○	

- 注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
 2 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください。

STEP 1. 施設の登録・申請 <特別徴収義務者証票>

特別徴収義務者の登録完了後、恩納村税務課より証票を交付しますので、フロントなどにご提示ください。

特別徴収義務者証

- この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- フロントが複数個所ある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- 閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、証票を返還ください。
- 万一、この証票を毀損、紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。

第 号



恩納村
宿泊税特別徴収義務者証

恩納村宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。
※この証は、沖縄県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを兼ねる。

宿泊施設名
宿泊施設所在地
指定番号

Onna Village
Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Onna Village
Accommodation Tax Ordinance.
※This certificate also serves as proof of status as a special collecting
agent under the Okinawa Prefectural Accommodation Tax Ordinance

Mayor of the Village of Onna
恩納村長 印

※この証票は、日本語と外国語を併記します。

STEP 2. 宿泊税の徴収 < 宿泊税の徴収判断基準 >

宿泊税の対象となる日付と宿泊の判断基準を以下に整理いたします。

徴収開始日

令和9年2月1日以降 の宿泊に対して、宿泊税の徴収が開始となります。

※令和9年2月1日以前に予約された場合でも、2月1日以降の宿泊には宿泊税がかかります

宿泊税の対象行為

宿泊税が課税となる「宿泊」行為は以下判断基準となります。

- その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
- 上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

課税対象外 の例

- ・日帰り利用の場合(デイクース利用)
- ・添い寝で宿泊料金の設定がない場合
- ・キャンセルされた場合のキャンセル料

課税対象 となる例

- ・午前0時過ぎのチェックインでも宿泊契約なら対象となります
- ・デイクース利用でも日をまたぎ6時間以上の利用なら対象となります

STEP 2. 宿泊税の徴収 < 宿泊料金に対する宿泊税の考え方 >

宿泊税の対象となる宿泊税率と宿泊料金の考え方を以下に整理いたします。

宿泊税率

宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金に **定率2%(市町村税+県税)** が課税されます。

※税額2,000円が上限 (宿泊料金:1人1泊 100,000円が目安)

宿泊料金の考え方

宿泊税においては、食事代や消費税などを除いた **素泊まり料金** を指します。

宿泊料金に含まれるもの

宿泊行為に付帯し、宿泊者の意思に関わりなく必須で請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・サービス料、奉仕料 等

宿泊料金に含まれないもの

宿泊総額に含まれる場合でも以下は控除

- ・食事代
- ・電話代
- ・付帯設備利用料(スパ・会議室など)
- ・消費税 など
- ・駐車場代
- ・チップ

STEP 2. 宿泊税の徴収 < 宿泊税の計算 >

1人当たり料金に対しての定率課税の計算方法は以下の通りとなります。

宿泊税計算の考え方

- 宿泊総額から食事・消費税などを除いた **素泊まり料金** が基準
- 複数人数が一室に宿泊した場合、**1人当たりの宿泊料金** が基準
- 連泊した場合、**1泊あたりの宿泊料金** が基準
- 1人1泊当たりの素泊まり宿泊料金で算出し、**千円未満は切り捨て**

< 宿泊税の計算例：2名で3連泊した場合 >

泊数	室料合計 ※素泊まり&消費税別	1人あたりの 宿泊料金	千円未満の 切り捨て	宿泊税
1泊目	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円×2%×2名 =400円
2泊目	25,000円	12,500円	12,000円 ※500円を切り捨て	12,000円×2%×2名 =480円
3泊目	30,000円	15,000円	15,000円	15,000円×2%×2名 =600円
合計	75,000円	—	—	1,480円

STEP 2. 宿泊税の徴収 < 宿泊税の計算: ケーススタディ >

① 1人あたり料金の設定がない施設の場合

1室1泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊人数で案分した額にて計算します。

例) 1棟1泊 30,000円のヴィラホテル

人数	1人あたりで案分	宿泊税/人	宿泊税合計
5人	30,000円÷5人=6,000円	6,000円×2%=120円 /人	120円×5人=600円
7人	30,000円÷7人=4,285円 ※千円未満切り捨て 4,000円	4,000円×2%=80円 /人	80円×7人=560円

② 子供/乳児料金と寝具利用の場合

添い寝無料は料金計算にはカウントしません。ただし、寝具代を追加する場合はカウントします。

例) 室料15,000円に大人2名+子供1名で宿泊

料金設定	1人あたり料金	宿泊税
寝具代 3,000円	大人: 15,000円÷2人=7,500円 子供: 3,000円÷1人=3,000円	大人: 7,000円×2%=140円/人 子供: 3,000円×2%=60円/人
		合計: 140円×2人+60円×1人=340円

STEP 2. 宿泊税の徴収 < 宿泊税の計算: ケーススタディ >

③ 朝食無料サービス施設の場合

朝食サービスとして、宿泊以外の利用が無料の場合は室料全額が税計算の対象となります。

例) 1人1泊 10,000円のホテル (朝食無料サービス)

1人あたり料金	宿泊税
10,000円 ※室料全額	10,000円×2%= 200円

一方、朝食有料付帯施設における朝食付きプランなどは朝食金額を除いた室料にて計算します。

例) 1人1泊 10,000円のホテル (朝食付きプラン ※通常朝食代2,000円)

1人あたり料金	宿泊税
10,000円-2,000円 (朝食代) = 8,000円	8,000円×2%= 160円

④ 宿泊税の課税上限額に達する場合

宿泊税は1人1泊2,000円が上限となります。

例) 室料250,000円の客室に2名で宿泊

1人あたり料金	宿泊税 / 人	宿泊税合計
250,000円÷2人=125,000円	<small>上限額適用 2,500円</small> 125,000円×2%= 2,000円/人	2,000円×2人= 4,000円

STEP 2. 宿泊税の徴収 <その他よくある質問>

Q 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待などがあった場合

宿泊施設が割引を提供した場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。
一方で旅行会社などがポイント割引等を適用した場合は、値引き前の金額を宿泊料金とします。

Q 旅行会社による企画旅行での取り扱いの場合

旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金とします。

Q 連泊割引があった場合

宿泊日ごとに割引率が明確なときは、宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。
連泊期間で一括割引を行った場合は、「割引金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

Q 清掃料金を必須で徴収してる場合

宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から必須で徴収している場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。

STEP 2. 宿泊税の徴収 <徴収方法>

宿泊税の徴収方法は宿泊施設にとって徴収しやすい方法でご対応ください。

① 宿泊料と宿泊税を 共に現地決済



現地決済



現地決済

宿泊料の現地精算時に、
宿泊税をあわせて徴収します。

宿泊税の徴収方法(現金・カード等)および請求方法(宿泊料金への含め方)は、各施設の運用に合わせてお選びいただけます。なお、カード決済手数料は宿泊施設側のご負担となりますこと、また宿泊税額は領収書・明細への明記をお願いいたします。

② 宿泊料は事前決済。 宿泊税は現地決済



事前決済



現地決済

宿泊料は予約時に事前決済し、
宿泊税のみ現地で徴収します。

③ 宿泊料と宿泊税を 共に事前決済



事前決済



事前決済

宿泊料とあわせ、予約時に宿
泊税を事前決済で徴収します。

旅行会社等が販売額に宿泊税を含めて
頂くことは可能ですが、宿泊税の申告・
納入は宿泊施設側の対応となります。

STEP 2. 宿泊税の徴収 <領収書>

領収書などには宿泊税の名称と金額を表示いただくようお願いいたします。
税の名称は、日本語表記「宿泊税」、英語表記「Accommodation Tax」となります。

合計内訳に宿泊税額を計上する例

領 収 書

〇〇〇様 〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円

〇〇年〇〇月〇〇日
沖縄県国頭郡恩納村〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

宿泊税額を別に計上する例

領 収 書

〇〇〇様 〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を徴収しました。

〇〇年〇〇月〇〇日
沖縄県国頭郡恩納村〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

宿泊料に宿泊税額を含める例

領 収 書

〇〇〇様 〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています

〇〇年〇〇月〇〇日
沖縄県国頭郡恩納村〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

※なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください

STEP 2. 宿泊税の徴収＜課税免除＞

以下宿泊については、宿泊税の対象外となり、税を徴収いたしません。

①学校の教育活動に伴う宿泊

②スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

対象者

次の施設に通う児童・学生

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

その引率者

- ・学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者
- ・部活動等の指導やサポートを行う監督、コーチ等

その引率者

- ・クラブチーム等の指導やサポートを行う監督、コーチ等

適用内容

学校が行う教育活動で宿泊を伴うもの

授業

高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制課程の面接指導(スクーリング)

学校行事 (特別活動)

- ・修学旅行 ・林間学校 ・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事
(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動 ・部活動以外による学校代表としての大会参加(合同チームを含む)
(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

学校以外の団体が行う

教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

地域クラブ等 の活動

- ・次の団体の主催する大会への参加
- ① 地方公共団体
- ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体
- ③ 中学校体育連盟
- ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等
(スポーツに係る活動を行っている団体を除く)

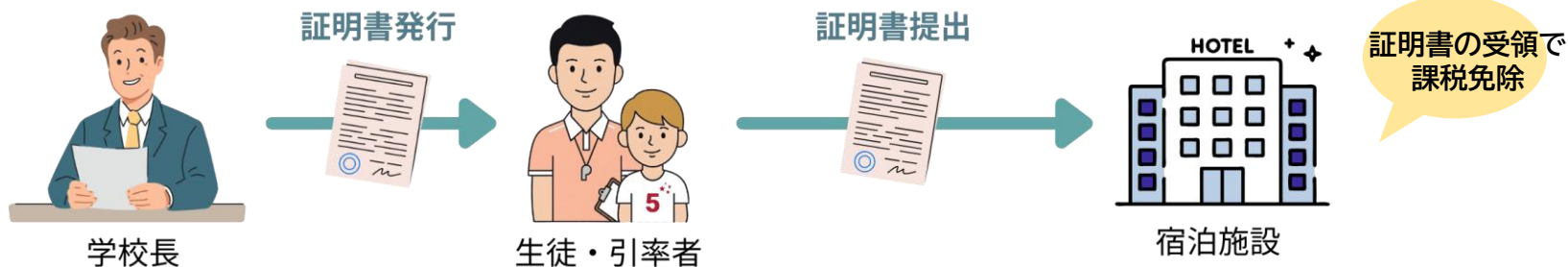
※また、上記以外として、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊についても、課税免除となります。

STEP 2. 宿泊税の徴収＜課税免除＞

宿泊施設側で大会の主催団体などの課税免除の要件をご確認頂く必要はありません。課税免除の判断は、証明書及び通知書の有無で行ってください。

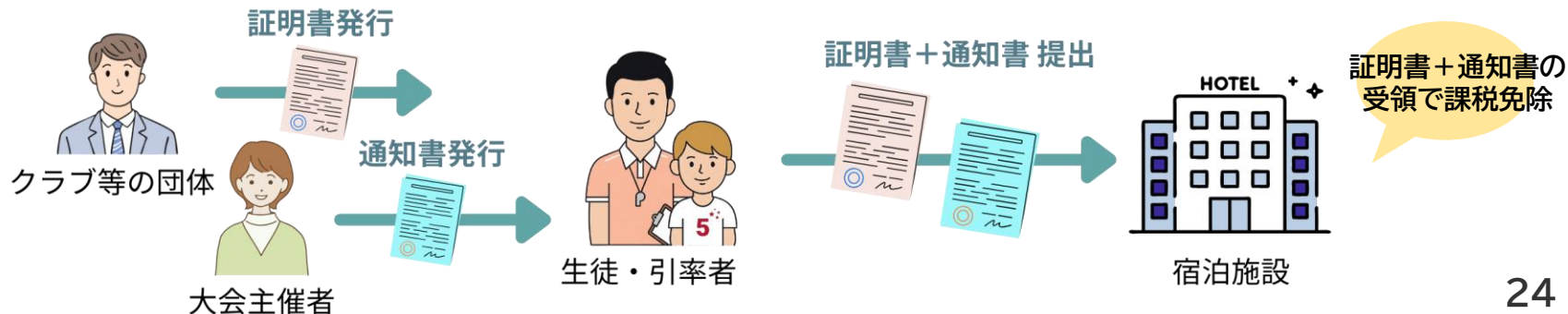
①学校の教育活動に伴う宿泊

「学校の教育活動であることの証明書(学校用)」を宿泊者から受領することで課税免除を判断頂きます。



②スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等)」に加えて、「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することで課税免除を判断頂きます。



STEP 2. 宿泊税の徴収＜課税免除＞

①学校の教育活動に伴う宿泊

学校の教育活動であることの証明書(学校用)

学校の教育活動であることの証明書(学校用)		参考様式
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 泊	
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通信制の課程で行う面接指導(スクーリング)(規則第4条第1号) <input type="checkbox"/> 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事(規則第4条第2号) <input type="checkbox"/> 部活動(規則第4条第3号) <input type="checkbox"/> 部活動以外による学校を代表した大会への参加(規則第4条第4号)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率を含む。) 下記注意事項3、4を参照ください。		
備考		

上記の宿泊については、恩納村宿泊税法第5条第1号及び恩納村宿泊税法施行規則第4条第1項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住所地 _____

学校名 _____

学校長名 _____ 印

注1 該当箇所の口にチェック☑を記入してください。
 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
 4 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

学校長による発行されます

②スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等)

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等)		参考様式
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 泊	
大会名		
大会の主催団体	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率を含む。) 下記注意事項3、4を参照ください。		
備考		

上記の宿泊については、恩納村宿泊税法第5条第2号及び恩納村宿泊税法施行規則第4条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住所地 _____

地域クラブ等の団体名 _____

代表者
(個人の参加にあつては当該個人の指導者) _____ 印

【記載にあつての注意事項】
 1 該当箇所の口にチェック☑を記入してください。
 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
 4 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 5 公益法人等とは、恩納村宿泊税法施行規則第4条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。))及び特定非営利活動法人を指します。
 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

クラブ等の代表者により
発行されます

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書		参考様式
大会名		
大会開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
主催団体の種別	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
上記の内容で大会を開催することを通知します。		
	主催団体	
	所在地 _____	
	団体名 _____	
	代表者名 _____	

注1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に添付して、宿泊施設に提出してください。
 2 公益法人等とは、恩納村宿泊税法施行規則第4条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。))又は特定非営利活動法人を指します。

大会を主催する団体により
発行されます

STEP 3. 宿泊税の申告納入＜申告納入方法＞

宿泊税(市町村税+県税)は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税を原則翌月の末日までに宿泊施設ごとに申告納入手続きをお願いします。

申告納入書類・提出方法

宿泊税納入 申告書

課税対象となる宿泊料金、宿泊者数、
宿泊税額の合計を記入し申告



以下いずれかの方法で提出ください。

- 地方税ポータルシステム (eLTAX)による電子申告
- 恩納村税務課への郵便・窓口持参

※宿泊実績が無い場合も「申告書」の提出は必要です。「月計表」は提出不要。

宿泊税 月計表

上記の内訳として、宿泊年月日ごとに
記入し、申告書とあわせて申告



納入書

納入期限(翌月の末日)までに
徴収した宿泊税を納入



以下いずれかの方法で納入ください。

- eLTAXによる電子納税 (電子申告をした場合)
- 恩納村税務課又は取り扱い金融機関での窓口納入

※特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

※納税に関する事務を処理させるための納税管理人の設置を定める場合は申請書を提出ください。

STEP 3. 宿泊税の申告納入 < 申告納入方法 >

宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書
指定番号 ○○○

恩納村長 様
令和○年○月○日

申告者の住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒904-0192 恩納村字恩納2451番地

申告者の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者名)
恩納村ホテルズ株式会社
代表取締役 恩納 太郎
電話 098-968-1206
個人番号又は法人番号 ○○○○○○○○○○○○

この申告に係る 所在地 恩納村字恩納2451番地
宿泊施設 名称 恩納村ホテル

宿泊税の納入について、恩納村宿泊税条例第12条第1項の規定により申告します。

区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額 (A×B)
令和○年	課税対象	300人	100分の2.0	48,000円
○月分	課税免除対象	50人		400,000円
	合計	350人		

区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額 (A×B)
年	課税対象	人	円 100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円	
合計	人			

区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額 (A×B)
年	課税対象	人	円 100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円	
合計	人			

注1 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、恩納村宿泊税条例第12条第2項の規定による承認を受けているときは、指定する月の末日までに提出してください。
注2 この申告書に、内訳となる宿泊年月日ごとに記載された月計表を添付してください。
注3 税率は、村宿泊税100分の1.2と沖繩県宿泊税100分の0.8を合算した税率となっています。

宿泊税月計表

施設番号	○○○			
宿泊施設名	恩納村ホテル			
令和○年○月分	(単位：人、円)			
日付	課税対象		課税免除	
	宿泊者数	宿泊料金	宿泊者数	宿泊料金
1	5	40,000	0	0
2	15	120,000	3	24,000
3	22	176,000	10	80,000
4	4	32,000	2	16,000
5	3	24,000	0	0
6	6	48,000	0	0
7	2	16,000	0	0
8	8	64,000	0	0
9	28	224,000	20	160,000
10	21	168,000	10	80,000
11	3	24,000	0	0
12	5	40,000	0	0
13	4	32,000	0	0
14	3	24,000	0	0
15	6	48,000	0	0
16	19	152,000	0	0
17	23	184,000	0	0
18	2	16,000	0	0
19	4	32,000	0	0
20	3	24,000	0	0
21	5	40,000	0	0
22	3	24,000	0	0
23	16	128,000	0	0
24	24	192,000	2	16,000
25	2	16,000	0	0
26	3	24,000	0	0
27	5	40,000	0	0
28	4	32,000	0	0
29	9	72,000	0	0
30	17	136,000	3	24,000
31	26	208,000	0	0
合計	300	2,400,000	50	400,000
税額 (税率2%)		48,000		

宿泊税納入書

参考様式

様式第12号(第9条関係)

恩納村 473111 宿泊税納入書

恩納村 473111 宿泊税納入済通知書

恩納村 473111 宿泊税納付証明書

日付番号 加入者名

年度 申告年月 申告区分 指定番号

令和○年○月 令和○年○月 令和○年○月

納税額 延滞金 加算金 合計額

納税額 延滞金 加算金 合計額

納税額 延滞金 加算金 合計額

特別徴収義務者

住所 (所在地) 恩納村字恩納2451番地

氏名 (名称) 恩納村ホテルズ株式会社

特別徴収義務者

住所 (所在地) 恩納村字恩納2451番地

氏名 (名称) 恩納村ホテルズ株式会社

上記のとおり納入します。

上記のとおり徴収しました。

この領収書は、5年間保存してください。

宿泊税納入申告書とあわせて、1年分を恩納村より郵送させていただきます。

窓口納入ができる金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、
沖縄県農業協同組合

恩納村納入窓口

恩納村税務課

宿泊税納入書とあわせて、1年分を恩納村より郵送させていただきます。

恩納村HPより様式はダウンロードできますが、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

STEP 3. 宿泊税の申告納入＜申告納入期限の特例＞

事務負担の軽減を図るため、一定の要件を満たす事業者につきましては、申請・承認を経ることで申告納入期限の特例をご利用いただくことが可能です。

この特例を受けると、以下のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分・4月分・5月分	6月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日
12月分・1月分・2月分	3月末日

- 特例の適用要件については、別紙の手引きを参照ください。
- 特例を希望する場合、申請用紙「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書」を恩納村税務課に提出ください。
- 承認後、適用開始月(3月、6月、9月、12月のいずれか)を記載した「承認通知書」を送付します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

STEP 3. 宿泊税の申告納入<eLTAXのご案内>

宿泊税に関する申告納入などの手続きについて「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して行うことができます。

eLTAX(エルタックス)とは

インターネットで地方税の手続きを行うことができるシステムです。(利用料無料)
オンラインで申告の手続きを行い、クレジットカードなどによる電子納入が可能となります。



eLTAXで利用可能な宿泊税の手続き

- 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- 宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書の提出
- 宿泊税更正請求書の提出
- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書の提出

詳しくはeLTAXのHPを参照ください



STEP 4. 帳簿・書類の保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を保存する必要があります。

帳簿の記載および保存

以下事項が記載されている管理台帳や現金出納帳・売上帳など

- ・宿泊年月日
- ・宿泊者数
- ・宿泊税の課税対象となる宿泊者数
- ・宿泊税の課税免除となる宿泊者数
- ・宿泊料金
- ・宿泊税額

※上記が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えて頂いて問題ございません

保存期間

申告納入期限の翌日から

5年

書類の作成及び保存

以下事項が記載されている宿泊に係る売上傳票その他の書類など

- ・宿泊年月日
- ・宿泊者数
- ・宿泊料金
- ・宿泊税額

保存期間

申告納入期限の翌日から

5年

なお、電磁的記録(電子データの保存)をもって、帳簿書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。


- ① システム改修など補助金事業
- ② 特別徴収義務者報償金
- ③ 宿泊税周知・広報ツール

宿泊事業者に向けた取り組みのご案内 ①システム改修など補助金事業

宿泊税への対応に向けたシステム改修など補助金事業として、
宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助いたします。

第2部で説明

申請に関する Q&A



Q1 本社が県外なのですが、施設所在地が県内にあれば補助の対象になりますか？

A 本社が県外であっても、県内において営業している施設は対象となります。

Q2 想定している改修等の内容が補助対象となるか、わからない。

A 事務局までお問合せください。

Q3 交付申請前に特別徴収義務者としての登録申請を済ませておかなければなりませんか？

A 特別徴収義務者としての登録を事前に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となりますので、実績報告を行う日までに登録を完了いただければ、問題ございません。

Q4 令和9年1月31日までに導入と代金支払が終わらない場合、補助金の交付対象となるか？

A 令和9年1月31日までにシステム改修完了、支払及び実績報告の提出を終える必要があります。

Q5 他の補助金等との併給は可能か？

A 国や市等の他の補助金等の交付を受けているものは対象となりません。本補助金の交付後に国や市等の補助金等の交付を受けている事業が特化した場合は本補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

Q6 補助金の対象となるシステム改修等の開始時期はいつからになるか？

A 交付決定通知日となります。なお、交付決定前に行ったシステム改修等は補助の対象となりませんのでご注意ください。ただし、交付決定前からシステム改修等を行う必要がありますら、一度事務局にご相談ください。

Q7 リースは対象となるか？


A リースは対象となりません。

※Q&Aについては随時サイトで更新いたします。

申請期間／令和8年3月～6月末日まで

お問合せ 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事務局
(日本旅行沖縄内) TEL.0120-153-048 平日10:00～17:00(土・日・夜・お休み)

※事業に関する詳細、電子申請フォーム申請書の様式は、[沖縄県宿泊税システム改修補助金](#)で検索



事業専用サイト

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

宿泊税導入に伴う システム改修費を 補助します。



沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

宿泊事業者に向けた取り組みのご案内 ②特別徴収義務者報償金

宿泊事業者の負担軽減を図ることを目的に、納入期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付させていただきます。

算定期間

前年度の4月～3月申告納入分

交付の基準及び
交付額

算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額の

2.5%（施行当初から5年間は**3.0%**） ※1円未満切り捨て

※施設ごとに算定いたします。

交付の手続き

交付の請求手続きなどはありません。

報奨金の振込先口座の確認のため、登録用紙を別途郵送させていただきます。
報奨金は算定期間内の納期内納入額を基準として毎年8月頃に交付します。

市町村税と県税の
取り扱い

市町村税と県税分の報奨金を合算して交付します。

宿泊事業者に向けた取り組みのご案内 ③ 宿泊税周知・広報ツール

各種周知ツールをご用意し、宿泊者への広報に取り組んでまいります。
皆様にもツールをご活用いただき、ともに周知を進められればと思います。

ポスター

恩納村内に宿泊されるみなさまへ
To everyone staying in Onna Village

宿泊税 税率 **2%**
うち県税 0.8%
0.8% prefectural tax

令和9年(2027年)2月1日より開始
Accommodation Tax Notice Effective February 1, 2027

税額 2,000円
Maximum tax amount 2,000 yen

この村が、この村らしくあるように。
宿泊税は、恩納村で過ごす時間をより豊かにするため、大切に活用します。
Your accommodation tax is carefully used to enrich your time in Onna Village.

この海と自然の美しさをいつまでも守るために
To protect oceans and nature beauty for future

評判で快適な滞在を支えるために
To support a convenient and comfortable stay

恩納村ならではの特別な観光体験のために
To deliver unique travel experiences only in Onna

安心して過ごせる地域と調和した旅のために
To ensure safe travel in harmony with community

サンジの村運営
恩納村 Onna Village

(宿泊税のしくみ・制度についての問い合わせ)
恩納村役場 税務課 TEL: 098-966-1206

(宿泊税を活用した取り組みについての問い合わせ)
恩納村役場 庶工課 TEL: 098-966-1286

WEBサイト

Accommodation Tax Effective February 1, 2027

令和9年(2027年)2月1日開始

宿泊税 が始まります。

恩納村の宿泊

その他制作物



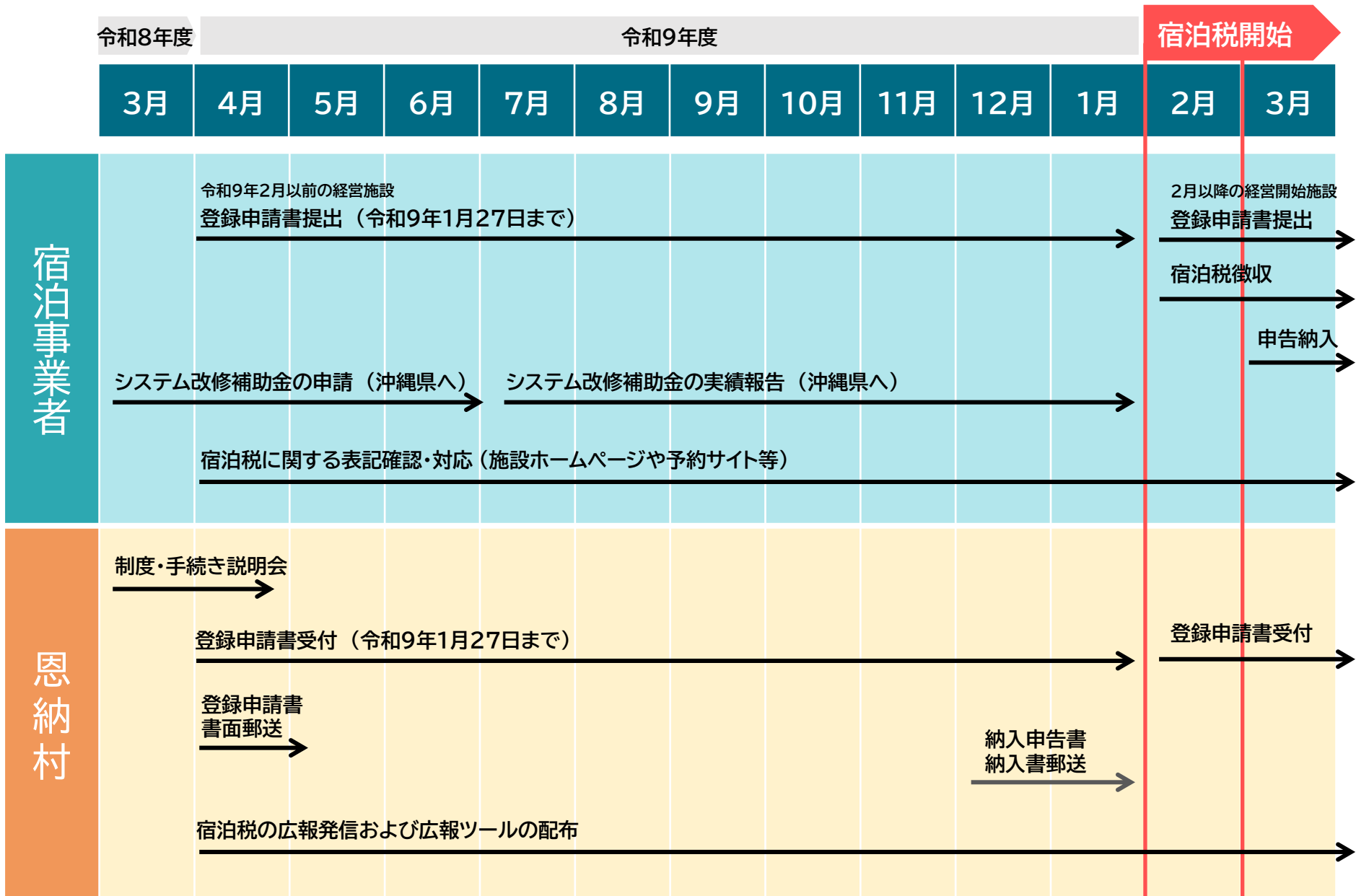
リーフレット



三角ポップ

※上記デザインはイメージとなります。現在、制作中の為、完成しましたら、みなさまに連携させていただきます。

スケジュール(予定)



詳細の手続きにつきましては、以下をご参照ください。

恩納村宿泊税に関するホームページ

■恩納村宿泊税ホームページ

<https://www.vill.onna.okinawa.jp/sp/politics/1773127460/>

■手引き・各種申請書のダウンロード

<https://www.vill.onna.okinawa.jp/sp/politics/1773127460/1774236575/>

■よくあるお問い合わせ(宿泊施設の方へ)

<https://www.vill.onna.okinawa.jp/sp/politics/1773127460/1774240396/>



恩納村宿泊HP

恩納村役場 お問い合わせ先

宿泊税の徴収・申告手続きなど

恩納村税務課 ☎ 098-966-1206

宿泊税を活用した取り組みなど

恩納村商工観光課 ☎ 098-966-1280

宿泊税の導入は、恩納村の観光をより豊かで持続可能なものにしていくための大切な一歩です。

本制度を通じて観光課題の解決と地域の価値向上を進め、恩納村が目指す観光地像を形にしていきたいと考えています。

宿泊事業者の皆様とともに観光地としての恩納村をともにより良くしていくため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。